

第83回国民スポーツ大会
第28回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会

第7回常任委員会

会議資料



第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

湯けむり国スポ・全スポ

ぐんま2029

83th JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

第 83 回国民スポーツ大会 開催申請について

1 趣旨

大会開催基準要項に基づき、開催 5 年前（令和 6 年 6 月）に開催申請の手続を行う。

2 開催申請について

(1) 開催申請の位置づけ

大会開催基準要項により、開催県は、開催 5 年前に開催申請書を提出し、開催申請を行うこととされている。開催申請が承認されると「開催内定」となる。

(2) 開催申請の主体

群馬県知事、群馬県教育委員会教育長、（公財）群馬県スポーツ協会会長の連名で、（公財）日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あてに提出する。

(3) 提出書類

開催申請書及び添付書類

（添付書類）

県議会決議書、実施予定競技、会場地・施設概要、予算計画、宿泊可能数

3 開催に向けた手続

これまで	平成 29 年 3 月	国体招致に関する県議会決議
	平成 29 年 5 月	開催要望書の提出
	平成 29 年 7 月	開催内々定
開催 5 年前	令和 6 年 3 月 18 日	開催に関する県議会決議
	令和 6 年 6 月	開催申請
	令和 6 年 9 月まで	開催内定
開催 3 年前	令和 8 年 9 月まで	開催決定
開催前年	令和 10 年	リハーサル大会
開催年	令和 11 年	本大会

第83回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項

1 趣旨

この要項は、「第83回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、第83回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために会場地市町村と関係競技団体が実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して、基本的な事項を定める。

2 目的

大会の目的は次のとおりとする。

- (1) 会場地市町村及び関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- (2) 県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図る。

3 開催期間及び回数

大会は、会場地市町村と関係競技団体が協議の上、会場地市町村において令和10年度から国スポ開催時までの間に、1競技につき1回開催できるものとする。

なお、これらによらない場合は、群馬県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と別途協議するものとする。

4 大会の開催

大会は、会場地市町村及び関係競技団体が協力して開催するものとし、分散開催の競技については、複数の会場地市町村により共同で実施することができるものとする。

5 大会の規模

大会は、原則として参加者数及び競技役員数等が国スポの規模を上回らないものとし、関東地区大会の活用に務めるものとする。

なお、これらによらない場合は、県委員会と別途協議するものとする。

6 大会の運営

- (1) 大会は、国スポにおける各競技会に準じて運営する。

なお、複数会場市町村で共同開催する場合は、会場地市町村間で綿密な調整を図るものとする。

- (2) 大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- (3) 大会は、会場地市町村及び関係競技団体の実情に応じたものとし、双方が協力して創意工夫することにより、簡素で効率的な運営に努める。

7 大会の経費

- (1) 大会の経費は、会場地市町村及び関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないよう留意し、その経費については、目的が達成できる必要最小限度にとどめるものとする。

8 開催の手続き

大会を開催する会場地市町村は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を県委員会に提出し、承認を求めるものとする。

なお、提出する申請書及び提出時期については別に定める。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

第83回国民スポーツ大会 会場地市町村第6次選定・取消し（案）

1 会場の選定について

【市町村別】

No.	市町村名	競技・種目名	種別	開催予定施設
1	前橋市	バレーボール (ビーチバレーボール)	全種別	(仮称)旧前橋市立広瀬中学校跡地
2	榛東村	ライフル射撃 (50m, 10m)	全種別	群馬県ライフル射撃場
		ライフル射撃 (BR, BP)		しんとうスポーツアリーナ
3	藤沢市 (神奈川県)	セーリング	全種別	湘南港(江の島ヨットハーバー)

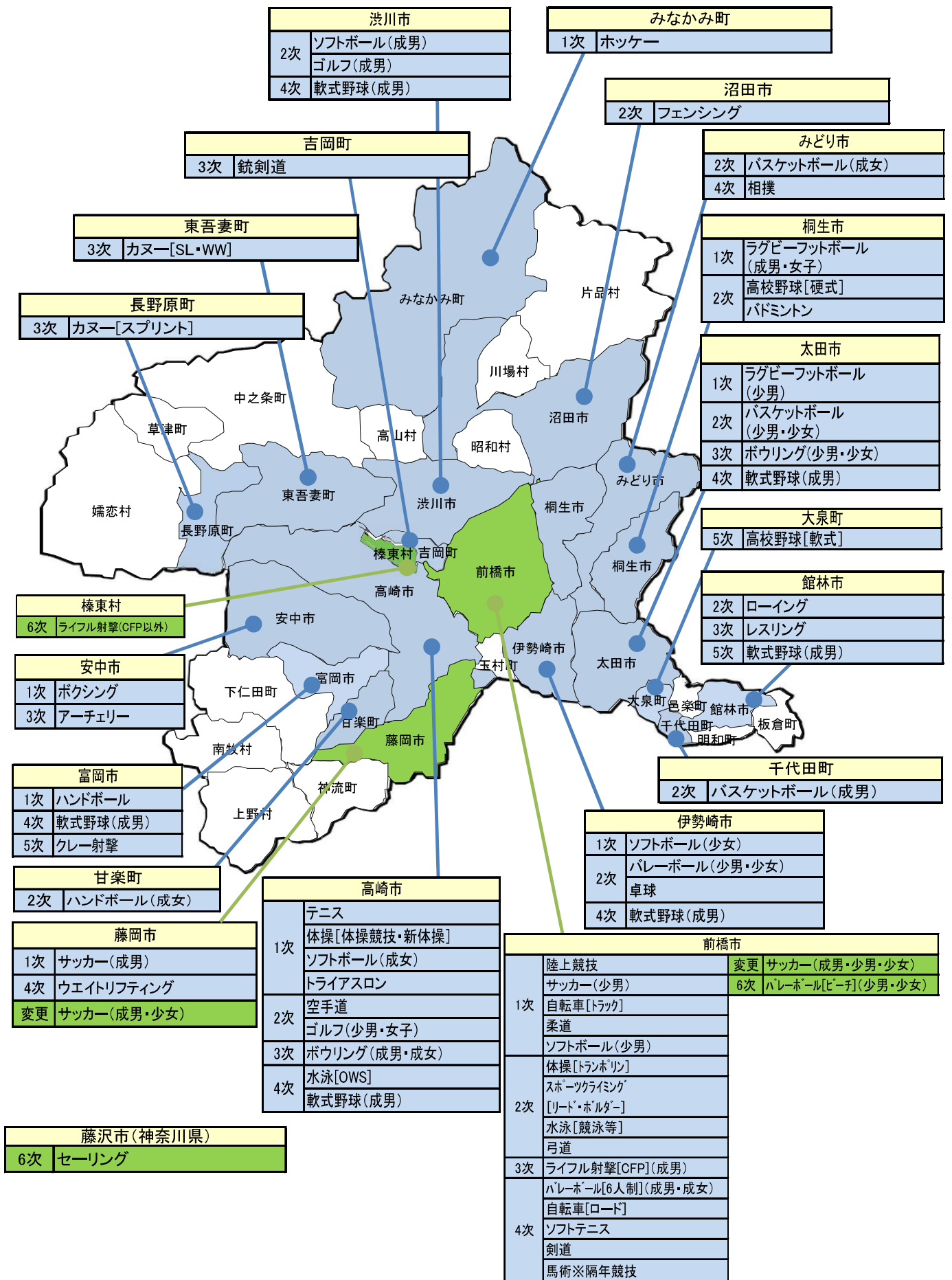
【競技別】

No.	競技・種目名	種別	市町村名	開催予定施設
1	バレーボール (ビーチバレーボール)	全種別	前橋市	(仮称)旧前橋市立広瀬中学校跡地
2	セーリング	全種別	藤沢市 (神奈川県)	湘南港(江の島ヨットハーバー)
3	ライフル射撃 (50m, 10m)	全種別	榛東村	群馬県ライフル射撃場
	ライフル射撃 (BR, BP)			しんとうスポーツアリーナ

2 会場の取消しについて

No.	市町村名	競技・種目名	種別	開催予定施設
1	高崎市	なぎなた ※隔年競技	成年女子 少年女子	新町防災アリーナ

競技会場地選定の状況（国スポ 正式競技・特別競技）



第83回国民スポーツ大会 競技会場地等の変更（案）

第83回国民スポーツ大会の競技会場地等を、次のとおり変更する。

【変更前】

No.	競技・種目名	種別	市町村名	開催予定施設
1	サッカー	成年男子	藤岡市	庚申山総合公園サッカー場
				藤岡総合運動公園陸上競技場
				烏川サッカー場
2	バスケットボール	少年男子 少年女子	太田市	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)
				太田市新田総合体育館エアリスアリーナ
3	ラグビーフットボール (15人制)	少年男子	太田市	太田市運動公園陸上競技場
				太田市運動公園サッカー・ラグビー場

【変更後】

No.	競技・種目名	種別	市町村名	開催予定施設
1	サッカー	成年男子 少年女子	前橋市	前橋総合運動公園陸上競技場・サッカー場
				コーエィ前橋フットボールセンター (下増田運動場)
			藤岡市	庚申山総合公園サッカー場
				藤岡総合運動公園陸上競技場
2	バスケットボール	少年男子 少年女子	太田市	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)
				太田市運動公園市民体育館
3	ラグビーフットボール (15人制)	少年男子	太田市	太田市運動公園陸上競技場

第28回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第3次選定(案)

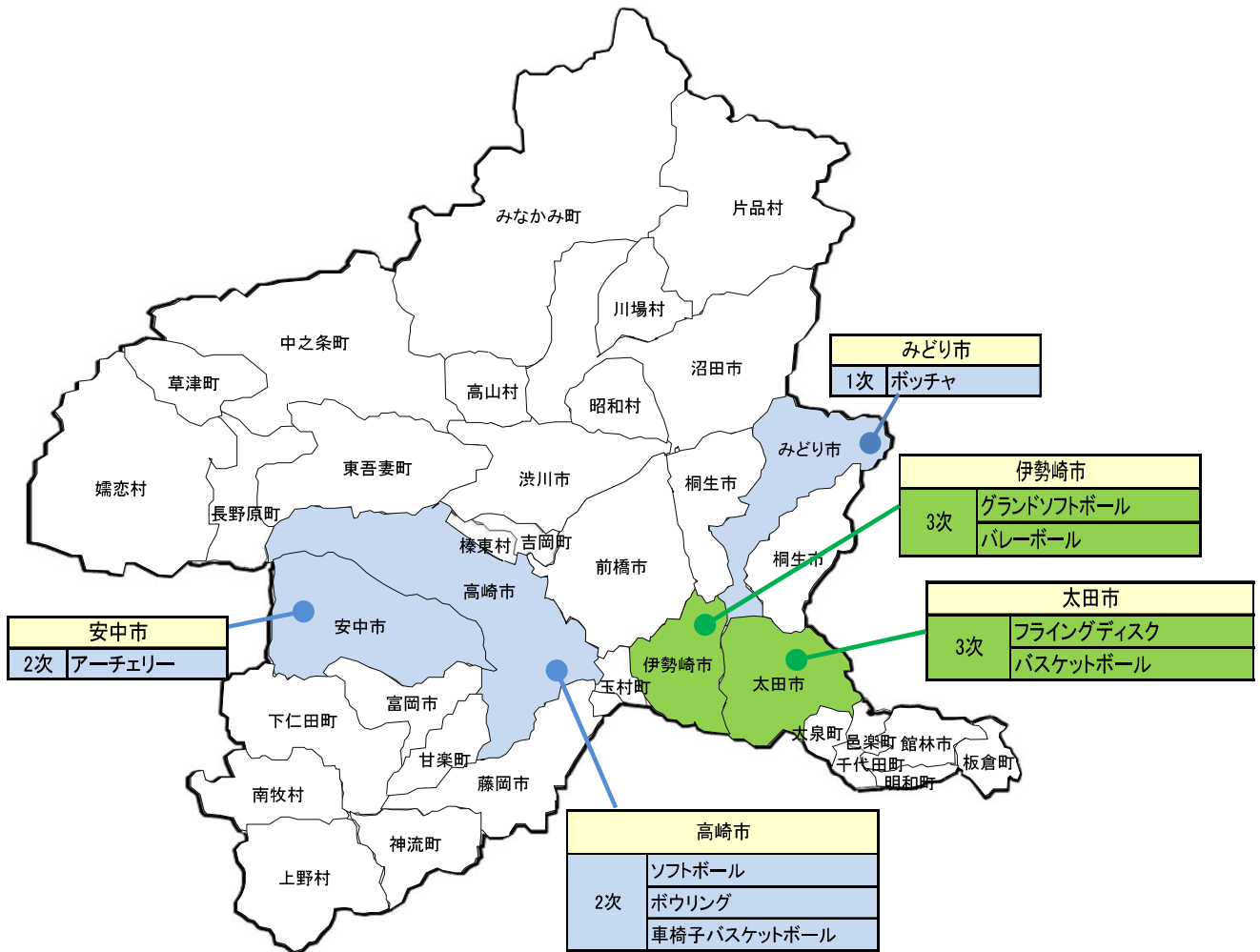
【市町村別】

No.	市町村名	競技・種目名	障害区分	開催予定施設
1	伊勢崎市	グラウンドソフトボール	身体	伊勢崎市ソフトボール場
				伊勢崎市ソフトボール場第二グラウンド
		バレーボール	知的 精神	伊勢崎市第二市民体育館
				アイオーしんきん伊勢崎アリーナ (伊勢崎市民体育館)
2	太田市	フライングディスク	身体・知的	太田市運動公園陸上競技場
		バスケットボール	知的	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

【競技別】

No.	区分	競技・種目名	障害区分	市町村名	開催予定施設
1	個人 競技	フライングディスク	身体・ 知的	太田市	太田市運動公園陸上競技場
2	団体 競技	バスケットボール	知的		OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)
3		グラウンドソフトボール	身体	伊勢崎市ソフトボール場	
				伊勢崎市ソフトボール場第二グラウンド	
4		バレーボール	知的 精神	伊勢崎市	伊勢崎市第二市民体育館
	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ (伊勢崎市民体育館)				

競技会場地選定の状況(全スポ 正式競技)



未選定調整中競技	
	陸上競技
	水泳
	卓球
	サッカー
	フットソフトボール

第83回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ

実施行事選択及び会場地市町村第1次選定（案）

【競技別】				
No.	実施行事	主管団体名	市町村名	開催予定施設
1	ラージボール卓球	群馬県卓球協会	桐生市	桐生ガススポーツセンター(桐生市民体育館)
2	スポーツ鬼ごっこ	群馬県スポーツ鬼ごっこ連盟	桐生市	桐生ガススポーツセンター(桐生市民体育館)
3	少林寺拳法	群馬県少林寺拳法連盟	太田市	OPEN HOUSE ARENA OTA(太田市総合体育館)
4	ノルディックウォーク	上野村体育協会	上野村	上野村運動公園グラウンド
5	ボッチャ	群馬県ボッチャ協会	みどり市	桐生大学グリーンアリーナ(みどり市民体育館)
6	スカイランニング(ステアクライミング)	群馬県スカイランニング協会	長野原町	ハッ場ダム
7	ここにこグラウンドゴルフ大会	南牧村体育協会	南牧村	南牧村総合運動場
8	TOP OF ROC(ブレイキン)	群馬ブレイクダンス連盟	伊勢崎市	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ(伊勢崎市民体育館)
9	3×3	MINAKAMI TOWN スポーツクラブ	みなかみ町	月夜野総合体育館
10	ドッジボール	群馬県ドッジボール協会	高崎市	高崎アリーナ
11	ウォーキング	館林市ウォーキング協会	館林市	城沼周辺
12	小学生ハンドボール	群馬県ハンドボール協会	富岡市	Yokowo シルクアリーナ富岡(富岡市民体育館)
13	ふれあいグラウンドゴルフ大会	川場村グラウンド・ゴルフ協会	川場村	川場村スポーツ広場(サッカー場)
14	魅力いっぱい下仁田ウォークでリフレッシュ	下仁田体育協会	下仁田町	町内一円
15	スポーツ吹き矢	甘楽町体育協会	甘楽町	甘楽町体育館 甘楽中学校体育館

**第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
総合開・閉会式会場選定（案）**

内容	開催予定施設
総合開・閉会式	日本トーター グリーンドーム前橋

（選定理由）

次の理由により、開催基本構想(令和5年3月22日第5回常任委員会決定)に掲げた「コンパクトな大会を目指し、新しいスタンダードを示す大会」にふさわしい会場として選定するもの。

なお、両大会における総合開・閉会式の完全屋内開催は史上初である。

1. 固定席、収容人数ともに県内最大の屋内施設であり、行幸啓の実績もある
2. 雨天や熱暑など天候の影響を受けることなく、参加する選手のコンディションに配慮した式典とすることが可能である
3. 群馬県庁や前橋公園を含むエリアの一体的な活用が可能である
4. 屋内施設の特性を活かした演出及び周辺エリアの活用により、参加する選手が楽しみ、来場者に一体感が生まれ、記憶に残る式典が実現できる

（今後のスケジュール）

令和6年3月22日

群馬県準備委員会 第7回常任委員会で開催会場決定

令和6年6月

日本スポーツ協会へ開催申請書を提出

第28回全国障害者スポーツ大会

県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針（案）

1 業務分担

(1) 県が担当する業務

- ①全県的な業務推進の基本となる計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整
- ②開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務
- ③全スポの実施に係る業務で会場地市町村が担当する業務以外のもの

(2) 会場地市町村が担当する業務

- ① 競技会の運営に関する業務（ノウハウの提供及び職員の動員等）
- ② 会場地として必要な準備および協力等に関する業務
- ③ 競技会場および練習会場となる市町村施設・設備の整備に関する業務

(3) 県と会場地市町村の業務分担の主な内容は、別表1のとおりとする。

2 経費負担

(1) 県が負担する経費

全スポの実施に係る経費で会場地市町村が負担する経費以外のもの

(2) 会場地市町村が負担する経費

- ① 競技会および競技会実施本部の運営に係る市町村職員の人件費および事務費
- ② 会場地市町村が独自で行う事業に要する経費
- ③ 市町村有競技会場及び市町村有練習会場の改修・整備

(3) 県と会場地市町村の経費負担の主な内容は、別表2のとおりとする。

3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。

【別表1】業務分担

案

区分	主な業務内容	県	市町村
総務企画	開催準備計画の策定	◎	○
	大会実施本部の設置・運営（係員の編成・養成含む。）	○	
	競技会実施本部の設置・運営（係員の編成・養成含む。）	◎	○
	大会実施本部員等の必携の作成	○	
	競技会実施本部員等の必携の作成	◎	○
	競技役員・補助員、実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
開・閉会式	式典の企画・運営	○	
行幸啓	行幸啓本部の設置・運営、行幸啓計画・警備計画の策定	○	
	御泊所、御休憩所、御座席等の整備	◎	○
歓迎・案内	おもてなしの企画・運営	◎	○
	会場地市町村独自のおもてなし（競技会場）		○
	案内・物品貸与・湯茶接待等の各種サービス施設の設置及び管理運営	◎	○
広報・県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	◎	○
	県民運動の普及啓発・推進	◎	○
ボランティア	各種ボランティアの募集・養成・登録	◎	○
	各競技会場におけるボランティアの確保	◎	○
	各競技会場におけるボランティアへの指示・調整	◎	○
競技運営	競技実施要項の策定	○	
	競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	◎	○
	競技会の運営（開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。）	◎	○
	競技用具の整備	◎	○
	競技役員等の養成及び編成	○	
施設整備	競技会場の設営	◎	○
	競技会場の管理・清掃美化	◎	○
宿泊・衛生	配宿計画の作成及び配宿の実施	○	
	弁当の調達・斡旋	◎	○
	弁当引換所の運営・管理	◎	○
	医療救護計画の策定	○	
	救護所等の運営・管理	◎	○
輸送・交通	輸送計画の策定	○	
	輸送の実施、駐車場の確保	◎	○
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施	◎	○
警備・消防	消防防災計画・警備計画の策定	◎	○
	消防防災・警備の実施	◎	○

※県・市の◎と○について

- ・県が主務となり企画・計画・準備・運営等の業務を行う
- ・会場地市町村は県との協議の上、職員の動員等により協力しながら実施する

【別表2】経費負担

案

区分	主な業務内容	県	市町村	備考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	招待状の発送	○		
	I Dカードの作成	○		
	競技役員・補助員、実施本部員、各種ボランティア等の服飾	○		
開・閉会式	式典の企画・運営	○		
行幸啓	行幸啓・お成り	○		
歓迎・案内	おもてなし広場の設置	○		
	総合案内所の設置（看板、ブース等）	○		
広報・県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○		
	広報イベントの開催	○		
ボランティア	ボランティアの募集・養成（パンフレット作成、研修等）	○		
	ボランティアの保険・弁当	○		
競技運営	競技会実施本部員の旅費	○	○	先催県視察旅費等
	競技会実施本部員の時間外勤務手当	○	○	
	競技会実施本部員等の必携の作成・印刷	○	○	
	競技会実施本部の備品	○		
	上記以外の備品および消耗品		○	
	競技運営（競技運営主管団体への委託）	○		
	競技役員・補助員の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国スポと調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル、賞状等
	プログラムの印刷	○		
	市町村が出演依頼する開始式出演団体の旅費等		○	
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		使用料減免への協力
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示等	○		
	市町村有競技会場の改修整備		○	県による一部補助あり
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		
警備・消防	警備上必要な機材の整備	○		

※市町村独自実施分は市町村負担

第83回国民スポーツ大会 記録業務基本方針（案）

第83回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集・発表及び総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

県、会場地市町村及び関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の実施

県及び会場地市町村は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

3 記録システムの使用

県は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針(案)

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民運動は、県民一人ひとりが大会への参加を通じて、心に残る感動や楽しさを共有できる大会の実現を目指して展開する。

大会の開催が、地域社会の活性化、共生社会の推進、県民の健康増進に繋がり、県民の健康的で活力にあふれた生活の実現に寄与することを目的とする。

2 目標

- (1) 県民一人ひとりが、大会やイベント、ボランティア活動などに参加し、県民一丸となって大会を盛り上げる。
- (2) 県民一人ひとりが、来県者を暖かい心で迎える。
- (3) 県民一人ひとりが、大会に参加する選手たちの支援・応援などを通じて、スポーツに親しむ。
- (4) 県民一人ひとりが、来県者等との交流を通じて、群馬県の魅力を全国に発信する。

3 県民運動の進め方

- (1) 県民運動は、県民一人ひとりの様々な活動への自発的、積極的な参加を基本として推進する。
- (2) 県準備（実行）委員会は、県民運動の全県的な推進計画を定め、普及・啓発活動を行うとともに、市町村や各種団体等と連携を図り、全県的な運動を展開する。
- (3) 市町村準備（実行）委員会は、普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力して、地域の特性に応じて活動を推進する。
- (4) 関係機関・団体、学校、企業、ボランティア団体等は、県や市町村と連携を図りながら、それぞれの特色を活かした活動を積極的に行う。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針(案)

第83回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第28回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で参加者の収容が困難な場合は、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町村の旅館等を利用する。
なお、その地域の実情に応じ、公共施設等も利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配 宿

- (1) 役割分担
 - ・国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
 - ・全スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 実施方法
 - ・選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別、男女別を考慮して配宿する。
 - ・役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
 - ・全スポ参加者については、障がい特性に配慮し、利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全スポ参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスがよいものとする。さらに、郷土色豊かな食事提供に配慮し、食を通じた群馬らしいおもてなしに努める。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針(案)

第 83 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 総合開・閉会式の輸送

ア 総合開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村及び関係機関等の協力を得て実施する。

イ 総合開・閉会式における参加者の輸送を安全かつ確実にを行うため、原則として計画輸送とする。

(3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を 2 市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 全スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を安全かつ確実にを行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場（「指定集合地」のこと。）を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 総合開・閉会式及び競技会場地における一般観覧者の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て実施する。

(2) 一般観覧者の輸送は、原則として公共交通機関の利用とし、道路交通事情等に依りて必要な措置を講じるなど、円滑な輸送の確保に務める。

(3) 自家用車での総合開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じ必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

- (2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障害者等の移動に配慮する。
- (3) 県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通渋滞及び交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、自家用車での乗り入れ自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。